

公示

第五管区海上保安本部長公示第1号
水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年1月5日

第五管区海上保安本部長

鍬本浩司（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名称 国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所
（2）住所 兵庫県姫路市北条1丁目250番地

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区域 指保川及び中川河口部
(別添付図のとおり)
（2）期間 令和8年1月13日から
令和8年2月28日まで

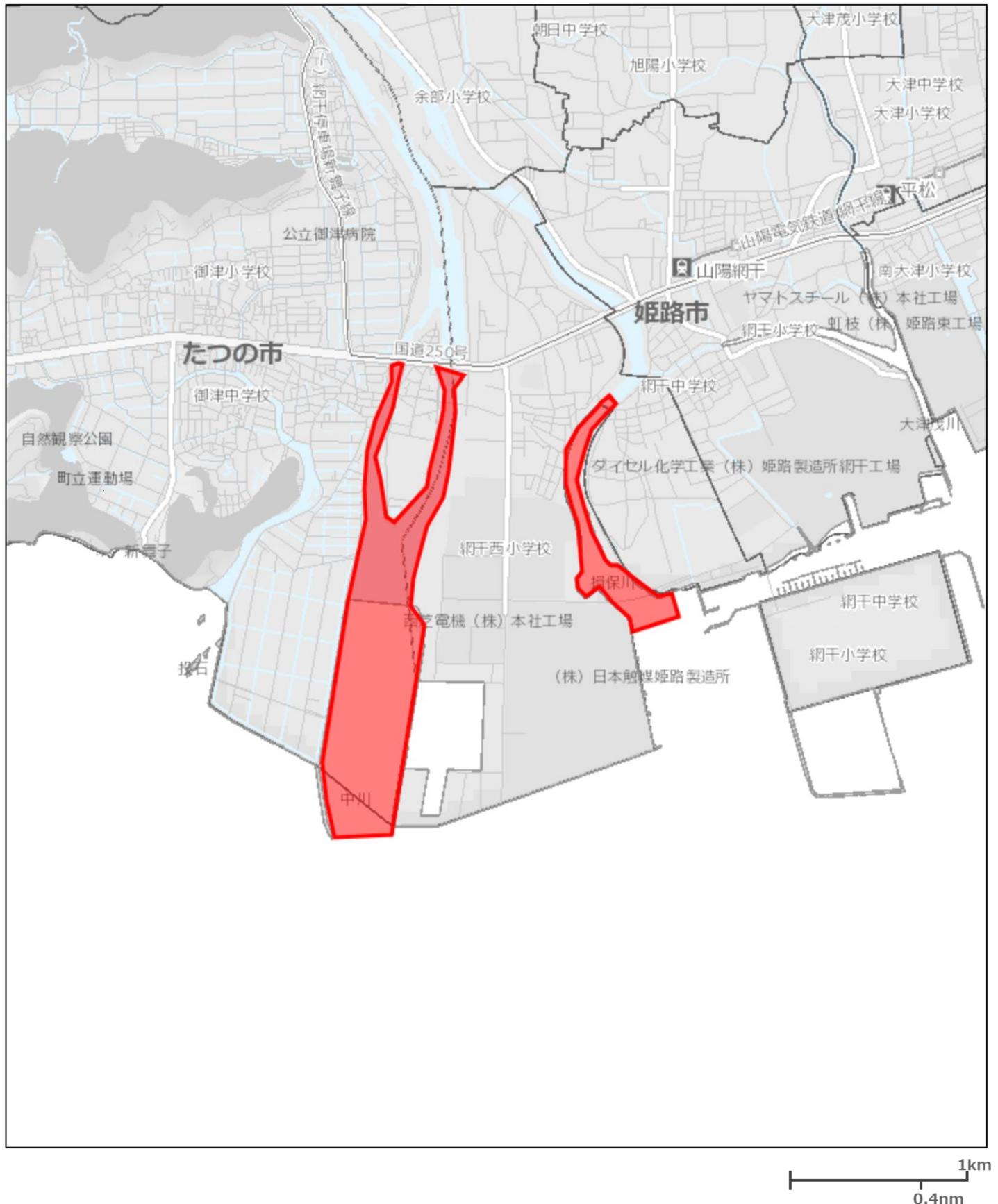
3 水路測量の実施方法

GNSS測量機による測位、音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。

付図



：測量區域

海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)